

# 産廃再生施設一覽に誤記載

県、HPで公開  
7年間で83件 税の還付や追徴必要なし

県は二十三日、県内で廃棄物のリサイクルを手掛ける「再生施設」に認定した事業者の一覽に誤りあったと発表した。担当者の作業ミスや確認不足が原因。再生施設に認定された事業者の掲載漏れなど、この七年間で八十三件の誤りがあった。県はホームページ（HP）で公開している再生施設の一覽を二十二日付で修正。再生施設に搬入した廃棄物は産業廃棄物税が免除されるが、県は「記載の誤りによる税への影響はなく、還付や追徴の必要はない」としている。

十三年度から二十七年までの五年間で六十九件の誤りがあった。五月下旬、事業者が「HPの一覽に自社が掲載されていない」と県に連絡して誤りが発覚。各地域の防災総合事務所に入る環境室が、誤って作業中の一覽を本庁に送付したことなどが原因。再生施設を認定する事務作業に誤りはなかったという。

者には誤記載を説明した上で謝罪した。今回の誤記載を受けて、再生施設の認定に関する要領を改め、一覽に誤りがないかを確認する

ための具体的な手順を盛り込んだ。確認を徹底し、再発防止に努めたい」としている。

（海住真之）

県によると、HPで公開している二十八、二十九年分の一覽のうち、施設の記載漏れを含む十四件の誤りがあった。過去にHPで公開していた一覽でも、二

十三年度以降の納付状況を調べたが、事業者が再生施設とは知らずに免除されるはずの産業廃棄物税を納めるなどしたケースはなかったという。県産廃棄物対策局は「事業

者には誤記載を説明した上で謝罪した。今回の誤記載を受けて、再生施設の認定に関する要領を改め、一覽に誤りがないかを確認する

ための具体的な手順を盛り込んだ。確認を徹底し、再発防止に努めたい」としている。